

平成26年度 第4回栃木県公共事業評価委員会

日時：平成26年11月10日(月)13:30～

場所：栃木県庁本館6階 大会議室1

次 第

1 開 会

《議 題》

- 2 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について（審議案件） . . .【資料1】
 - (1) 河川事業
 - ア 一級河川 武子川 (県事業) . . .【資料2-1】
 - イ 一級河川 秋山川 (県事業) . . .【資料2-2】
- 3 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について（報告案件） . . .【資料1】
 - (1) 街路事業
 - ア 宇都宮都市計画道路3・2・101号 大通り (県事業) . . .【資料3-1】
- 4 栃木県農政部所管事業の事前評価について（報告案件） . . .【資料4】
 - (1) 農村整備事業
 - ア 中山間地域総合整備事業 馬頭中部 (県事業) . . .【資料5-1】
 - (2) 圃場整備事業
 - ア 圃場整備事業 塚崎・東野田 (県事業) . . .【資料6-1】
- 5 閉 会

事前評価を実施する栃木県県土整備部所管事業の一覧表

No	事業区分	事業主体	路河川名等	箇所名	総事業費 (億円)	事業予定期間	備考
1	河川	栃木県	一級河川 武子川	鹿沼市 深津	46	H27~H46	審議
2	河川	栃木県	一級河川 秋山川	佐野市 大橋町	54	H27~H43	審議
3	街路	栃木県	宇都宮都市計画道路 3・2・101号 大通り	宇都宮市 駒生町 I	20	H27~H32	報告

平成 26 年度 第 4 回 公共事業評価委員会資料

一級河川 武子川

- ・ 自己評価書及び位置図 p. 1～ 3
- ・ パブリック・コメントの概要 p. 4
- ・ パブリック・コメントの実施案内 p. 5
- ・ 提出意見とそれに対する県の考え方 p. 6
- ・ 事業に対する栃木県の対応方針（案） p. 7

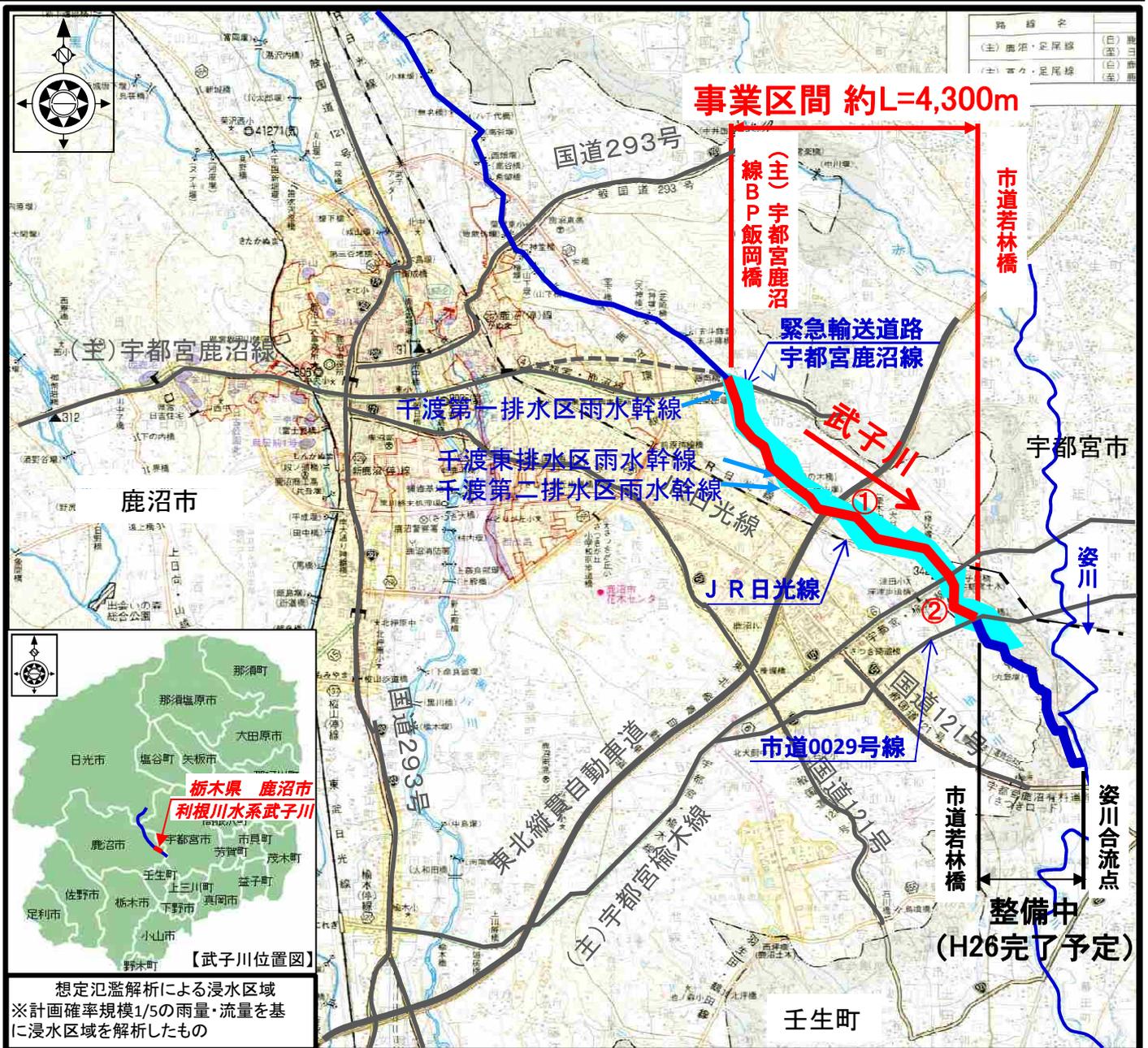
事業概要調書

1 事業名	安全な川づくり事業									
2 事業箇所	一級河川武子川 市道若林橋 (鹿沼市深津) ~ 県道飯岡橋 (鹿沼市千渡)									
3 事業の概要	(1) 事業目的	<p>武子川は、その源を日光市猪倉地先に発し、日光市、鹿沼市、宇都宮市を南下し、宇都宮市鷺の谷町地先で一級河川姿川に合流する河川です。</p> <p>本事業区間の河川の現況は、流下能力が不足していることから、台風や豪雨時には洪水により氾濫し、家屋や農地等の浸水被害が発生しています。</p> <p>そのため、本事業で河川断面を拡大することにより、氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図ることを目的としています。</p>								
	(2) 事業内容	<p>【計画の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画流量である 150m³/sの洪水を安全に流下できるよう河川断面の拡大を図ります。 ・河川整備にあたっては、現況の瀬、淵※等を可能な限り保全し、生物の生息・生育環境を確保するとともに現況の植生を保全します。 <p>※瀬とは川の水深が浅い部分であり、淵とは川の水深が深い部分のことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総延長：約4,300m ・計画流量：150m³/s ・計画確率規模1/5 (概ね5年に一度の割合で発生する洪水流量を目標に整備します) ・川幅：約30m ・計画河床勾配：1/200 ・工事内容 【本工事】 築堤 約26,000m³ 掘削 約183,000m³ 護岸 約13,000m² 【附帯工事】 道路橋 5橋 鉄道橋 1橋 樋門樋管 24箇所 堰 4箇所 								
	(3) 事業予定期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度~28年度</td> <td>測量・詳細設計</td> </tr> <tr> <td>平成28年度~45年度</td> <td>用地測量、用地取得</td> </tr> <tr> <td>平成29年度~46年度</td> <td>工事実施</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	事 業 内 容	平成27年度~28年度	測量・詳細設計	平成28年度~45年度	用地測量、用地取得	平成29年度~46年度	工事実施
	期 間	事 業 内 容								
	平成27年度~28年度	測量・詳細設計								
	平成28年度~45年度	用地測量、用地取得								
平成29年度~46年度	工事実施									
(4) 事業費及び内訳	総事業費	約46億円								
	事業費内訳	工事費：約37.0億円 用地補償費：約5.4億円 測量設計費：約3.6億円								
	財源内訳	国費：50% 県費：50%								
(5) 事業発案の経緯・背景	<p>武子川は、出水により災害が発生した箇所については、護岸等により一部復旧されていますが、抜本的な改修は行っていないことから、現況の流下能力が不足しており、近年では、平成10年8月、平成14年7月、平成23年9月、平成24年5月と家屋や農地等への浸水被害が頻発しています。そのため、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図る必要があります。</p> <p>また、地元住民や鹿沼市からは、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図るよう要望されています。</p>									
4 県計画への位置付け	今年度、変更を予定している「思川圏域河川整備計画」に本区間の位置付けを行い、これに基づき河川の整備を行います。									
5 他計画・他事業との関連	千渡第一、第二、東排水区雨水幹線整備事業 (鹿沼市) 県道宇都宮鹿沼線【千渡工区】道路整備事業 (栃木県)									
所管部課名	県土整備部 河川課									

※ 別添図面・・・事業位置図 (縮尺S=1/50,000)

事業評価調書	
事業名	安全な川づくり事業
1 事業の必要性	武子川は、これまで局所的な河川改修を行ってきましたが、抜本的な改修は行っていないことから、現況の流下能力が不足しており、近年では、平成10年8月、平成14年7月、平成23年9月、平成24年5月と家屋や農地等への浸水被害が頻発しています。そのため、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図る必要があります。
2 事業の適時性 (今事業に着手する理由等)	本区間は、特に近年において浸水被害が頻発しています。そのため、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図る必要があります。 また、姿川合流点から市道若林橋まで河川事業を進めてきましたが、平成26年度に完了することから、遅滞なく事業を進めるため、平成27年度に事業に着手します。
3 事業の適地性	姿川合流点から市道若林橋までが平成26年度に完了することから、市道若林橋を起点としました。また、本区間の流下能力が不足していることに加え、雨水幹線整備事業(鹿沼市)が県道飯岡橋下流に接続を予定しています。また、県道宇都宮鹿沼線(千渡工区)の道路整備事業も予定していることから飯岡橋を上流端とし、本区間を事業適地と判断しました。
4 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)	一級河川武子川の河川管理者である県が事業を実施します。
5 事業により予想される効果及び影響	<p>○経済効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比 (B/C) 2.2 ・総便益 (B) 64.7億円 ※ 施設完成後50年間の効果を金銭に換算したもので、治水事業によって得られる家屋、農作物、公共土木施設などの被害防止便益の合計に、施設の残存価値を加算したものの。 ・総費用 (C) 30.1億円 ※ 建設費と施設完成後50年間の維持管理費をそれぞれ現在価値化して加算したものであり、「(4)事業費 及び内訳」の総事業費とは異なります。 <p>○被害軽減効果</p> <p>想定される主な浸水被害：浸水面積 約 71ha、浸水家屋 45戸、 県道宇都宮鹿沼線(緊急輸送道路)、 市道0029号線、JR日光線</p>
6 事業コスト縮減等の可能性	・極力、片岸拡幅の計画とすることで、既設の護岸を活かし、事業コストの縮減を図ります。

一級河川武子川 位置図 S=1:50,000



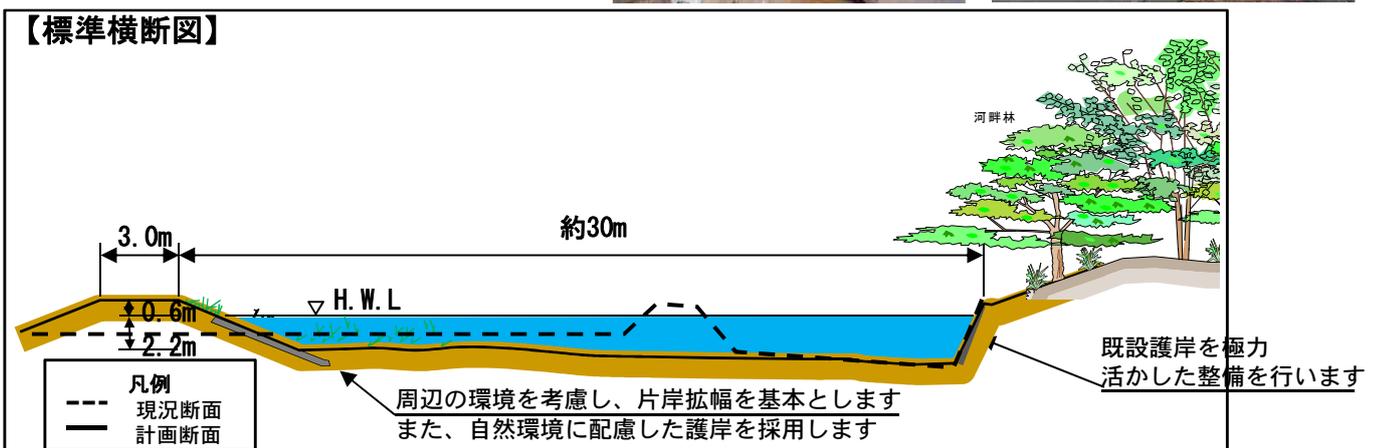
【計画概要】

計画延長(km)	4.3
事業種類	河川改修
計画確率規模	1/5
計画流量 (m ³ /s)	150
現況流下能力(m ³ /s)	概ね50
総事業費 (億円)	46

【出水の状況】



【標準横断面】



パブリック・コメントの概要

栃木県公共事業評価実施要領第4の2に基づき、公共事業事前評価（自己評価書）に対するパブリックコメントを実施し、県民からの意見を聴取しました。

記

1. 実施について

- (1) 事業名：一級河川武子川の安全な川づくり事業
- (2) 実施機関：栃木県（県土整備部 河川課）
- (3) 実施期間：平成26年8月26日（火）から平成26年9月25日（木）
- (4) 閲覧資料：自己評価書及び位置図等
- (5) 閲覧方法：
 - ① 栃木県ホームページ (http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/takeshigawa_ikenbosyu.html)
 - ② 文書閲覧
 - i 県民プラザ（栃木県庁舎本館 2階）
 - ii 上都賀県民相談室（上都賀庁舎 1階）
 - iii 芳賀県民相談室（芳賀庁舎 1階）
 - iv 下都賀県民相談室（下都賀庁舎 1階）
 - v 小山県民相談室（小山庁舎 1階）
 - vi 塩谷県民相談室（塩谷庁舎 1階）
 - vii 那須県民相談室（那須庁舎 1階）
 - viii 南那須県民相談室（南那須庁舎 1階）
 - ix 安蘇県民相談室（安蘇庁舎 1階）
 - x 足利県民相談室（足利庁舎 1階）
 - x i 鹿沼土木事務所（企画調査部）
- (6) その他：記者クラブへの資料提供（平成26年8月25日）

2. 結果について

提出件数：3名、5件（意見者の居住地：鹿沼市3名）

提出方法：電子メール 2件、ファックス 1件

3. 県民意見の取扱いについて

提出された意見（要旨）は、今回の公共事業評価委員会の審議を経た後、「事業に対する県の対応方針」、「提出された意見（要旨）に対する県の考え方」及び「自己評価書」と併せて公表します。

一級河川武子川の安全な川づくり事業に対する パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について

栃木県では、県民生活に与える影響が特に大きい公共事業において、事業の効率性及びその政策決定過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の計画段階において、あらかじめ県民の皆さんから幅広く御意見を聞きながら、事業推進の必要性や妥当等を検討していくこととしています。

今回、新たに着手しようとしている下記の事業について、これまでの県の検討概要を取りまとめた自己評価書を下記のとおり公表しますので、県民の皆さんの御意見をお寄せください。

お寄せいただいた御意見は、十分に考慮の上計画に反映するとともに、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する県の考え方を公表いたします。

公表の際には、意見の内容のみを公表します。住所・氏名などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。

なお、個々の御意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1 公表する資料

- (1) 一級河川武子川の安全な川づくり事業（自己評価書、位置図等）

2 資料の閲覧方法

- (1) ホームページ http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/takeshigawa_ikenbosyu.html

(2) 文書閲覧

・県民プラザ	宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎本館2階）	電話 028-623-3766
・上都賀県民相談室	鹿沼市今宮町1664-1（上都賀庁舎1階）	電話 0289-64-9419
・芳賀県民相談室	真岡市荒町5197（芳賀庁舎1階）	電話 0285-82-5888
・下都賀県民相談室	栃木市神田町6-6（下都賀庁舎1階）	電話 0282-24-5665
・小山県民相談室	小山市犬塚3-1-1（小山庁舎1階）	電話 0285-22-9164
・塩谷県民相談室	矢板市鹿島町20-22（塩谷庁舎1階）	電話 0287-43-2142
・那須県民相談室	大田原市中央1-9-9（那須庁舎1階）	電話 0287-23-1555
・南那須県民相談室	那須烏山市中央1-6-92（南那須庁舎1階）	電話 0287-83-1555
・安蘇県民相談室	佐野市堀米町607（安蘇庁舎1階）	電話 0283-24-2603
・足利県民相談室	足利市伊勢町4-19（足利庁舎1階）	電話 0284-42-9700
・鹿沼土木事務所	企画調査部 鹿沼市今宮町1664-1	電話 0289-65-3215

3 意見の募集期間

平成26年8月26日（火）から平成26年9月25日（木）必着

4 意見の提出先及び問合せ先、提出方法

- (1) 提出先及び問合せ先 宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎本館13階）
栃木県県土整備部河川課企画治水担当
電話 028-623-2444

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により日本語で提出してください。様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を記載してください。県外居住の方は、県内の通勤、通学先の所在市町村名も併せて記載してください。

- ・郵送 〒320-8501（住所不要）
- ・ファックス 028-623-2441
- ・電子メール kasen@pref.tochigi.lg.jp

自己評価書に対する県民の意見の要旨及び県の考え方〈一級河川武子川の安全な川づくり事業〉

『一級河川武子川の安全な川づくり事業』の自己評価書に対する意見募集を行った結果、3名の方から5件の御意見を提出して頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項目	意見の要旨	意見に対する県の考え方
早期改修	鹿沼市千渡では、雨水処理に苦悩している。武子川に放流する計画を示されているが、河川拡幅しなければならぬことから課題解決に至っていない。早急な対応と課題解決に取り組んでいただきたい。(1件)	鹿沼市の雨水整備計画では、武子川が放流先となっているため、今後、鹿沼市と連携し、両事業を進めることで浸水被害の軽減を図って参りたいと考えております。
計画策定	農業を行うために、武子川には随分前から橋が架けられている。改修の際には、架替後の管理も含めて検討していただきたい。(1件)	許可工作物である橋梁・農業用取水堰の新設、改築及び維持管理については、その管理者が行うことが原則となっています。ただし、河川計画上支障となる場合には、附帯工事として改築工事を行います。現在の検討では、河川改修に伴い、既存の5橋の橋と4基の堰を改修する事としています。これらについては、今後の詳細な検討の中で、橋・堰の管理者との調整の上、事業を進めて参りたいと考えております。
計画策定	改修の際には、農業用取水堰の新設、改築をお願いする。その際には、なるべく丈夫で管理しやすいものを作っていただきたい。(2件)	
計画策定	JR日光線と武子川に挟まれた田んぼへの道路(進入路)を作っていただきたい。(1件)	農道については、その管理者が整備することが原則ですが、河川事業に関連して検討できるか鹿沼市と調整を図って参ります。

事業に対する栃木県の対応方針（案）

一級河川武子川の安全な川づくり事業については、平成 27 年度に着手する。

平成26年度 第4回 公共事業評価委員会資料

一級河川 秋山川

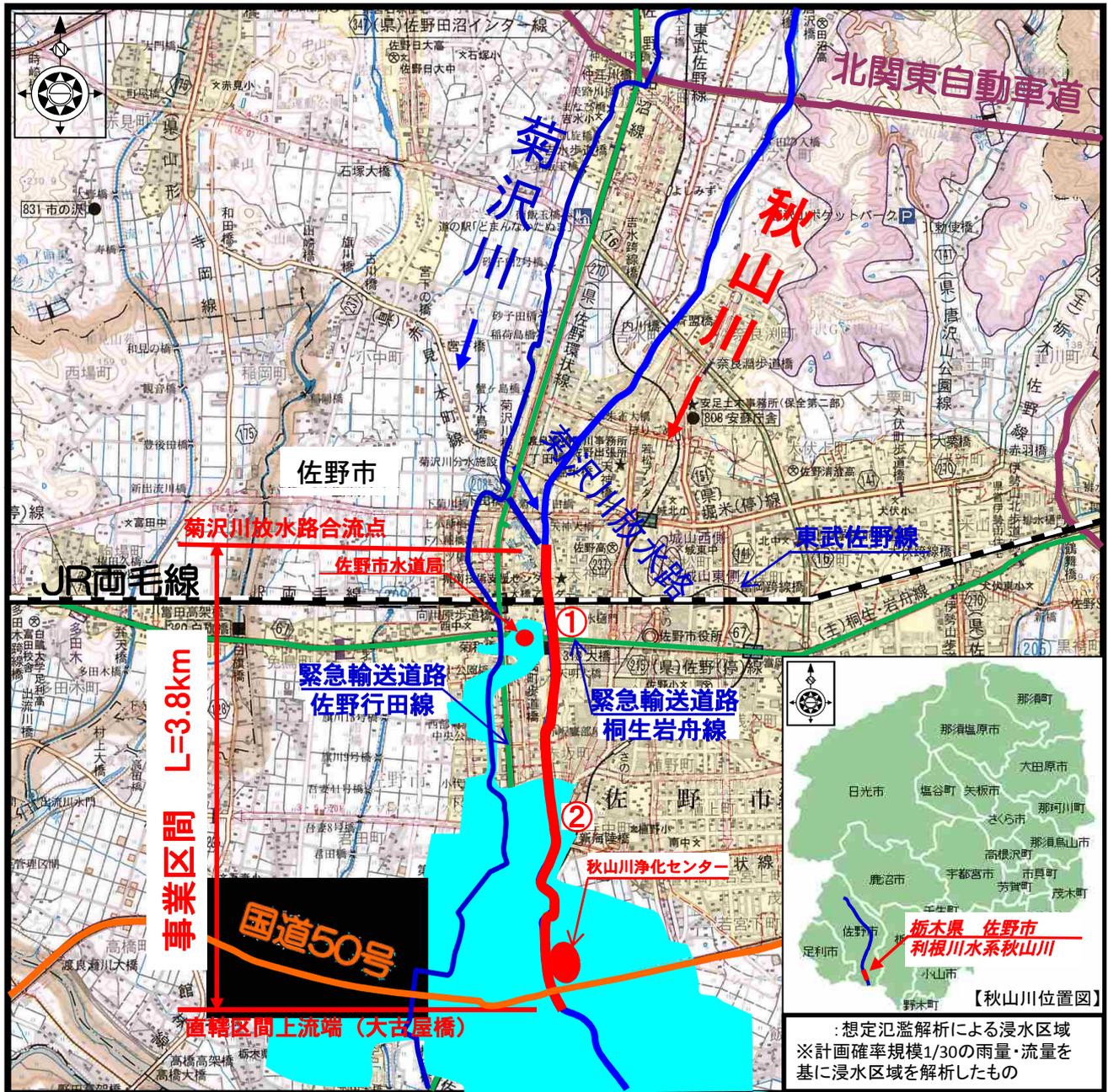
- ・ 自己評価書及び位置図 p. 1～ 3
- ・ パブリック・コメントの概要 p. 4
- ・ パブリック・コメントの実施案内 p. 5
- ・ 提出意見とそれに対する県の考え方 p. 6
- ・ 事業に対する栃木県の対応方針（案） p. 7

事業概要調書										
1 事業名	安全な川づくり事業									
2 事業箇所	一級河川 ^{あきやまがわ} 秋山川 市道 ^{おおごや} 大古屋橋 (佐野市大古屋) ~ 菊沢川 ^{まぐさわがわ} 放水路合流点 (佐野市 ^{おおほし} 大橋町)									
3 事業の概要	(1) 事業目的 <p>秋山川は、その源を佐野市秋山^{あきやま}町地先に発し、旧葛生町^{くずう}および佐野市街地を南下し、佐野市船津川^{ふなつがわ}町地先で一級河川渡良瀬川^{わたらせがわ}に合流する河川です。 本事業区間の河川の現況は、流下能力が不足していることから、台風や豪雨時には洪水により氾濫し、家屋や農地等の浸水被害が発生しています。 そのため、本事業で河川断面を拡大することにより、氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図ることを目的としています。</p>									
	(2) 事業内容 <p>【計画の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画流量である430 m³/sの洪水を安全に流下できるよう河川断面の拡大を図ります。 河川整備にあたっては、現況の瀬、淵※等を可能な限り保全し、生物の生息・生育環境を確保するとともに現況の植生を保全します。 <p>※瀬とは川の水深が浅い部分であり、淵とは川の水深が深い部分のことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総延長：約3,800m ・計画流量：430m³/s 計画確率規模1/30 (概ね30年に一度の割合で発生する洪水流量を目標に整備します) 川幅：約80m ・計画河床勾配：1/300 工事内容 【本工事】 築堤 約9,000m³ 掘削 約190,000m³ 護岸 約47,000m² 【附帯工事】 道路橋 2橋 橋梁補強 6橋 樋門樋管 4箇所 堰 1箇所 									
	(3) 事業予定期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度～28年度</td> <td>測量・詳細設計</td> </tr> <tr> <td>平成28年度～35年度</td> <td>用地測量、用地取得</td> </tr> <tr> <td>平成28年度～43年度</td> <td>工事实施</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	事 業 内 容	平成27年度～28年度	測量・詳細設計	平成28年度～35年度	用地測量、用地取得	平成28年度～43年度	工事实施
	期 間	事 業 内 容								
	平成27年度～28年度	測量・詳細設計								
平成28年度～35年度	用地測量、用地取得									
平成28年度～43年度	工事实施									
(4) 事業費及び内訳	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>総事業費</td> <td>約54億円</td> </tr> <tr> <td>事業費内訳</td> <td> 工事費：約42.0億円 用地補償費：約9.0億円 測量設計費：約3.0億円 </td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国費：50% 県費：50%</td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	約54億円	事業費内訳	工事費：約42.0億円 用地補償費：約9.0億円 測量設計費：約3.0億円	財源内訳	国費：50% 県費：50%			
総事業費	約54億円									
事業費内訳	工事費：約42.0億円 用地補償費：約9.0億円 測量設計費：約3.0億円									
財源内訳	国費：50% 県費：50%									
(5) 事業発案の経緯・背景	<p>秋山川は、出水により災害が発生した箇所については、護岸等により一部復旧されていますが、抜本的な改修は行っていないことから、現況の流下能力が不足しており、近年では、平成3年8月、平成10年8月に浸水被害が発生しています。 また、地元住民や佐野市からは、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図るよう要望されています。</p>									
4 県計画への位置付け	平成25年度に策定した「渡良瀬川上流圏域河川整備計画」に基づき、河川の整備を行います。									
5 他計画・他事業との関連	<ul style="list-style-type: none"> 秋山川下流部改修事業【渡良瀬川合流点～市道大古屋橋区間】(国土交通省) 県道桐生岩舟線大橋架替(道路拡幅)計画(栃木県) 									
所管部課名	県土整備部 河川課									

※ 別添図面・・・事業位置図(縮尺S=1/50,000)

事業評価調書	
事業名	安全な川づくり事業
1 事業の必要性	秋山川は、これまで局所的な河川改修を行ってきましたが、抜本的な改修は行っていないことから、現況の流下能力が不足しており、近年では、平成3年8月、平成10年8月に浸水被害が発生しています。また、本区間は、佐野市街地部を流下しており、沿川には、秋山川浄化センターや佐野市水道局など地域住民のライフラインとなる重要な公共施設があるほか、要援護者施設（介護施設等）が点在していることから、一刻も早く河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図る必要があります。
2 事業の適時性 (今事業に着手する理由等)	渡良瀬川合流点から大古屋橋までの区間を国土交通省が河川事業を進めてきましたが、平成30年度に完了することから遅滞なく事業に着手するため、平成27年度に事業に着手し、調査や用地の取得を行い、工事を進めてまいります。
3 事業の適地性	渡良瀬川合流点から大古屋橋までの約2,000mについて、国土交通省が直轄管理のため、大古屋橋を起点としました。また、大古屋橋から菊沢川放水路合流点までが特に流下能力が不足しており、佐野市街地部で重要な保全対象が多数存在することから、本区間を事業適地であると判断しました。
4 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)	一級河川秋山川の本事業区間は、県が河川管理者であるため、県が事業を実施する。
5 事業により予想される効果及び影響	<p>○経済効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比 (B/C) 10.3 ・総便益 (B) 423.6 億円 <ul style="list-style-type: none"> ※ 施設完成後50年間の効果を金銭に換算したもので、治水事業によって得られる家屋、農作物、公共土木施設などの被害防止便益の合計に、施設の残存価値を加算したもの。 ・総費用 (C) 41.3 億円 <ul style="list-style-type: none"> ※ 建設費と施設完成後50年間の維持管理費をそれぞれ現在価値化して加算したものであり、「(4)事業費 及び内訳」の総事業費とは異なります。 <p>○被害軽減効果</p> <p>想定される主な浸水被害：浸水面積 約1,100ha、浸水家屋 1,334戸、 秋山川浄化センター、佐野市水道局、 県道桐生岩舟線（緊急輸送道路） 県道佐野行田線（緊急輸送道路）、東武佐野線</p>
6 事業コスト縮減等の可能性	・極力、現況河道内での計画とすることで、用地補償費を縮減し、また既設の護岸を利用することで事業コストの縮減を図ります。

一級河川 秋山川 位置図 S=1:50,000



【計画概要】

計画延長 (km)	3.8
事業種類	河川改修
計画確率規模	1/30
計画流量 (m ³ /s)	430
現況流下能力 (m ³ /s)	概ね200
総事業費 (億円)	54

【出水の状況】

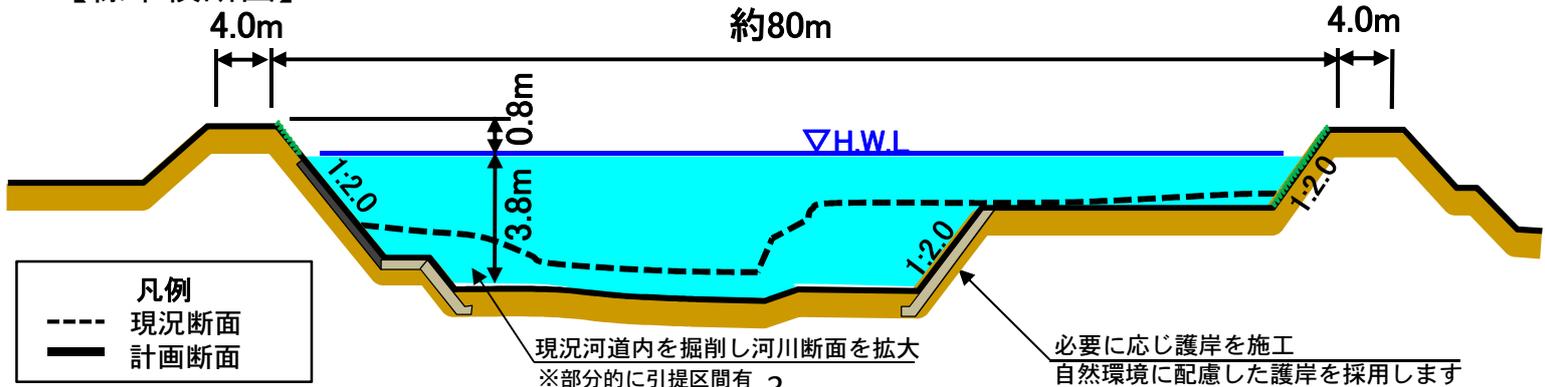


大橋上流 (H10.8)



新海陸橋下流 (H10.8)

【標準横断面図】



凡例
 ---- 現況断面
 —— 計画断面

現況河道内を掘削し河川断面を拡大
 ※部分的に引提区間有 3

必要に応じ護岸を施工
 自然環境に配慮した護岸を採用します

パブリック・コメントの概要

栃木県公共事業評価実施要領第4の2に基づき、公共事業事前評価（自己評価書）に対するパブリックコメントを実施し、県民からの意見を聴取しました。

記

1. 実施について

- (1) 事業名：一級河川秋山川の安全な川づくり事業
- (2) 実施機関：栃木県（県土整備部 河川課）
- (3) 実施期間：平成26年8月26日（火）から平成26年9月25日（木）
- (4) 閲覧資料：自己評価書及び位置図等
- (5) 閲覧方法：
 - ① 栃木県ホームページ (http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/akiyamagawa_ikenbosyu.html)
 - ② 文書閲覧
 - i 県民プラザ（栃木県庁舎本館 2階）
 - ii 上都賀県民相談室（上都賀庁舎 1階）
 - iii 芳賀県民相談室（芳賀庁舎 1階）
 - iv 下都賀県民相談室（下都賀庁舎 1階）
 - v 小山県民相談室（小山庁舎 1階）
 - vi 塩谷県民相談室（塩谷庁舎 1階）
 - vii 那須県民相談室（那須庁舎 1階）
 - viii 南那須県民相談室（南那須庁舎 1階）
 - ix 安蘇県民相談室（安蘇庁舎 1階）
 - x 足利県民相談室（足利庁舎 1階）
 - x i 安足土木事務所（企画調査部）
- (6) その他：記者クラブへの資料提供（平成26年8月25日）

2. 結果について

提出件数：1名、1件（意見者の居住地：前橋市1名）
提出方法：電子メール 1件

3. 県民意見の取扱いについて

提出された意見（要旨）は、今回の公共事業評価委員会の審議を経た後、「事業に対する県の対応方針」、「提出された意見（要旨）に対する県の考え方」及び「自己評価書」と併せて公表します。

一級河川秋山川の安全な川づくり事業に対する パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について

栃木県では、県民生活に与える影響が特に大きい公共事業において、事業の効率性及びその政策決定過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の計画段階において、あらかじめ県民の皆さんから幅広く御意見を聞きながら、事業推進の必要性や妥当性等を検討していくこととしています。

今回、新たに着手しようとしている下記の事業について、これまでの県の検討概要を取りまとめた自己評価書を下記のとおり公表しますので、県民の皆さんの御意見をお寄せください。

お寄せいただいた御意見は、十分に考慮の上計画に反映するとともに、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する県の考え方を公表いたします。

公表の際には、意見の内容のみを公表します。住所・氏名などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。

なお、個々の御意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1 公表する資料

- (1) 一級河川秋山川の安全な川づくり事業（自己評価書、位置図等）

2 資料の閲覧方法

- (1) ホームページ http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/akiyamagawa_ikenbosyu.html

(2) 文書閲覧

・県民プラザ	宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎本館2階）	電話 028-623-3766
・上都賀県民相談室	鹿沼市今宮町1664-1（上都賀庁舎1階）	電話 0289-64-9419
・芳賀県民相談室	真岡市荒町5197（芳賀庁舎1階）	電話 0285-82-5888
・下都賀県民相談室	栃木市神田町6-6（下都賀庁舎1階）	電話 0282-24-5665
・小山県民相談室	小山市犬塚3-1-1（小山庁舎1階）	電話 0285-22-9164
・塩谷県民相談室	矢板市鹿島町20-22（塩谷庁舎1階）	電話 0287-43-2142
・那須県民相談室	大田原市中央1-9-9（那須庁舎1階）	電話 0287-23-1555
・南那須県民相談室	那須烏山市中央1-6-92（南那須庁舎1階）	電話 0287-83-1555
・安蘇県民相談室	佐野市堀米町607（安蘇庁舎1階）	電話 0283-24-2603
・足利県民相談室	足利市伊勢町4-19（足利庁舎1階）	電話 0284-42-9700
・安足土木事務所	企画調査部 足利市伊勢町4-19	電話 0284-41-4119

3 意見の募集期間

平成26年8月26日（火）から平成26年9月25日（木）必着

4 意見の提出先及び問合せ先、提出方法

- (1) 提出先及び問合せ先 宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎本館13階）
栃木県県土整備部河川課企画治水担当
電話 028-623-2444

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により日本語で提出してください。様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を記載してください。県外居住の方は、県内の通勤、通学先の所在市町村名も併せて記載してください。

- ・郵送 〒320-8501（住所不要）
- ・ファックス 028-623-2441
- ・電子メール kasen@pref.tochigi.lg.jp

自己評価書に対する県民の意見の要旨及び県の考え方〈一級河川秋山川の安全な川づくり事業〉

『一級河川秋山川の安全な川づくり事業』の自己評価書に対する意見募集を行った結果、1名の方から1件の御意見を提出して頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりとりまとめました。

項目	意見の要旨	意見に対する県の考え方
早期改修	<p>・ 栃木県に在勤のものです。毎日、JR両毛線で通勤していますが、桐生川や旗川と比較して秋山川は、川幅が狭く感じます。 早期に改修と安全度の向上を望みます。よろしくお願いします。</p>	<p>・ 地元関係者の皆様にご協力を頂きながら、極力早く河川改修を行い、浸水被害の軽減を図って参りたいと考えております。</p>

事業に対する栃木県の対応方針（案）

一級河川秋山川の安全な川づくり事業については、平成 27 年度に着手する。

栃木県公共事業事前評価・自己評価書 [県土整備部 街路事業]

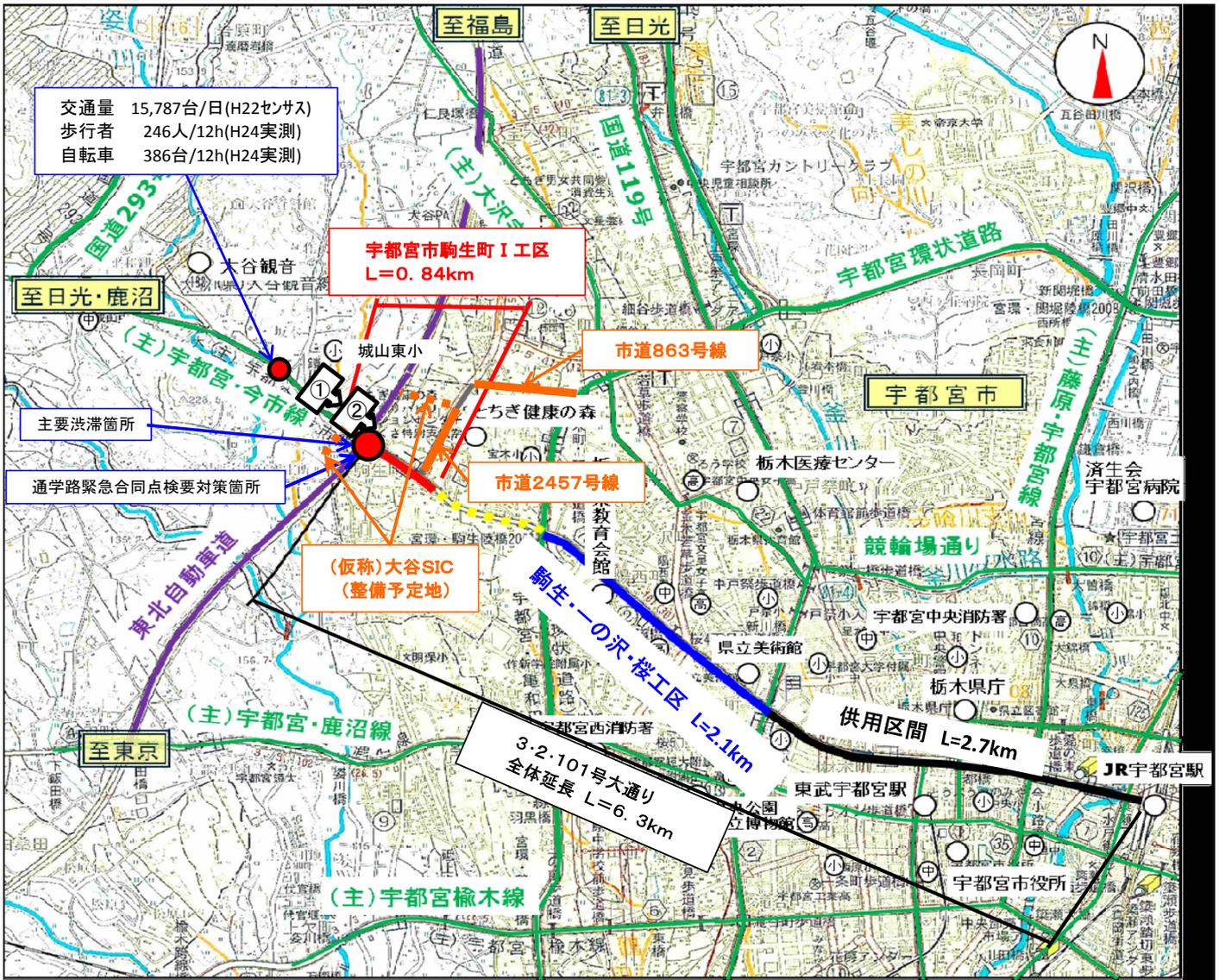
事業概要調書

1 事業名	街路づくり事業											
2 事業箇所	宇都宮都市計画道路 3・2・101号大通り 宇都宮市駒生町 I											
3 事業の概要	(1) 事業目的	<p>本都市計画道路は、JR宇都宮駅から都市機能が集中する中心市街地を貫くメインストリートであり、宇都宮市西部地域に至る総延長約6.3kmの、「宇都宮市都市計画マスタープラン」において「都市の骨格を形成する幹線道路」に位置づけられている道路である。</p> <p>本工程区は、宇都宮環状道路（宮環）の外側に位置し、沿道には店舗や住宅等が隣立する区間であり、自動車交通はもとより、自転車、歩行者、路線バスも多く、中心市街地と大谷地区及び、日光市や鹿沼市を結ぶ路線として重要な役割を担っている。</p> <p>3・2・101号大通り 駒生町 I 工区は、以下を事業目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大通り（駒生町地区）の交通渋滞の緩和による都市交通の円滑化 ・自転車、歩行者の安全かつ円滑な通行空間の確保 ・宇都宮市街地から、観光拠点（大谷地区）へのアクセス向上 										
	(2) 事業内容	<p>【計画の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞の緩和と自転車・歩行者の安全性向上のため、本都市計画道路の終点側約0.5kmとその影響部分約0.3kmを合わせた約0.8km区間について現道を拡幅する。 ・具体的には各交差点への右折車線設置や自転車通行帯の確保等により車道部を拡幅するとともに、歩道の新設や拡幅を実施する。 ・都市計画決定では本事業区間の東側約1.0kmも拡幅する計画であるが、通学路緊急合同点検における要対策箇所や主要渋滞箇所を含む本区間について優先的に整備を行う。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>全体延長 : 840m</td> <td>現況交通量 : 15,787 台/日 (H22 センサ)</td> </tr> <tr> <td>道路幅員 : 20.0m</td> <td>歩行者 : 246 人/12h (H24 実測)</td> </tr> <tr> <td>車線数 : 2車線</td> <td>自転車 : 386 台/12h (H24 実測)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計画交通量 (H42 年) : 18,900 台/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計速度 : 50km/h</td> </tr> </table>	全体延長 : 840m	現況交通量 : 15,787 台/日 (H22 センサ)	道路幅員 : 20.0m	歩行者 : 246 人/12h (H24 実測)	車線数 : 2車線	自転車 : 386 台/12h (H24 実測)		計画交通量 (H42 年) : 18,900 台/日		設計速度 : 50km/h
	全体延長 : 840m	現況交通量 : 15,787 台/日 (H22 センサ)										
	道路幅員 : 20.0m	歩行者 : 246 人/12h (H24 実測)										
	車線数 : 2車線	自転車 : 386 台/12h (H24 実測)										
	計画交通量 (H42 年) : 18,900 台/日											
	設計速度 : 50km/h											
(3) 事業予定期間	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度～平成 31 年度</td> <td>用地調査、用地取得</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度～平成 32 年度</td> <td>工事実施</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	事 業 内 容	平成 27 年度～平成 31 年度	用地調査、用地取得	平成 30 年度～平成 32 年度	工事実施					
期 間	事 業 内 容											
平成 27 年度～平成 31 年度	用地調査、用地取得											
平成 30 年度～平成 32 年度	工事実施											
(4) 事業費及び内訳	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業費</td> <td>約 20 億円</td> </tr> <tr> <td>事業費内訳</td> <td>工事費 : 約 3 億円 用地補償費 : 約 17 億円</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国費 : 55%、県費 : 45%</td> </tr> </table>	事業費	約 20 億円	事業費内訳	工事費 : 約 3 億円 用地補償費 : 約 17 億円	財源内訳	国費 : 55%、県費 : 45%					
事業費	約 20 億円											
事業費内訳	工事費 : 約 3 億円 用地補償費 : 約 17 億円											
財源内訳	国費 : 55%、県費 : 45%											
(5) 事業発案の経緯・背景	<ul style="list-style-type: none"> ・東北道高架下交差点が「主要渋滞箇所」に指定されており、早急な渋滞対策が必要。 ・東北道高架下交差点付近が「通学路緊急合同点検における要対策箇所」に指定されており、早急な通学路の安全確保が必要。 ・本都市計画道路のうち、宮環内側において事業中の区間は約7割が完了している。 											
4 県計画への位置付け	<p>県土整備部の道路・交通分野の将来構想である「人にやさしい県土60分構想」の基本施策において、「地域の生活を支える道路の充実」及び「自転車利用環境の向上」として位置づけている。</p>											
5 他計画・他事業との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業区間と一体となって広域的な道路ネットワークの形成を図るものとして、以下の道路整備事業が計画されている。 ・(仮称)大谷スマートインターチェンジ 整備事業 H32 供用開始を目標 ・市道 2457 号線整備事業 H32 供用開始を目標 ・市道 863 号線整備事業 ~H28(供用予定) 											
所轄部課名	県土整備部 都市整備課											

別添図面・・・事業位置図

事業評価調書	
事業名	街路づくり事業
1 事業の必要性	<p>○宇都宮市の放射状道路の一部である本路線を整備することにより、宇都宮市街地と日光市や鹿沼市への都市間連携軸及び、観光拠点である大谷地区への地域連携軸を形成し、県都宇都宮市の骨格道路網を強化することが重要である。</p> <p>○本事業区間では、右折車線が無いなど道路幅員が狭小であるため朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞していることから、本路線を整備することにより交通容量を拡大し、交通渋滞の緩和を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量 15,787台/日、(H22道路交通センサス) ・主要渋滞箇所への位置付けあり <p>○本事業区間は城山東小の通学路及び自転車ネットワーク路線に指定されているが、歩道・車道ともに狭く、歩行者・自転車の安全な通行に支障があるため、安全で円滑な通行空間を確保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路緊急合同点検における要対策箇所に指定 ・「宇都宮市自転車のまち推進計画」での新たな自転車ネットワーク路線として、「観光・サイクリングルート」に位置づけあり。 <p>○都心拠点である中心市街地と観光交流拠点である大谷地域とのアクセス性を向上させ、宇都宮市における各拠点間の交流促進を図る。</p>
2 事業の適時性	<ul style="list-style-type: none"> ・宮環内側に位置する駒生・一の沢・桜工区の4車線化が平成31年度完成予定で事業中。 ・東北道高架下交差点が「主要渋滞箇所」に指定されており、早急な渋滞対策が必要。 ・東北道高架下交差点付近が「通学路緊急合同点検における要対策箇所」に指定されており、早急な通学路の安全確保が必要。
3 事業の適地性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業区間は、宇都宮都市計画道路として決定された路線であり、宇都宮都市圏の都市間連携軸を形成する路線であることから、事業適地であると判断した。
4 事業手法の適切性(県が事業主体となる理由等)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業区間は、主要地方道宇都宮今市線に認定されており、その道路管理者である県が事業を実施する。
5 事業により予想される効果及び影響	<p>○経済効果 (2車線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比(B/C) 1.3 ・総便益(B) 22.3億円 ※供用後50年間の効果を金銭に換算したもので、走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少効果等の合計です。 ・総費用(C) 16.6億円 ※建設費と供用後50年間の維持管理費をそれぞれ現在価値化して加算したものであり、「(4)事業費及び内訳」とは異なります。 <p>○宇都宮都市圏における都市交通の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各交差点に右折車線を設置し、現道拡幅を行うことで交通渋滞が緩和され、宇都宮都市圏における都市交通の円滑化が図られる。 <p>○自転車・歩行者の安全性、円滑性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行空間としての自転車専用通行帯と、歩行者通行空間としての歩道を両側に整備し、自動車、自転車、歩行者それぞれに独立した通行空間を確保することで、通学路の安全性や自転車ネットワークの円滑性が向上する。 <p>○宇都宮市内における各拠点間交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地と観光・交流拠点とのアクセス向上が図られ、県都宇都宮市の活性化や各拠点間の連携・交流の促進が期待される。
6 事業コスト縮減等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工各段階においてコスト縮減を検討する。

宇都宮都市計画道路 3・2・101号大通り 宇都宮市駒生町 I



【写真①】東北道高架下 渋滞状況



【写真②】東北道高架下 通学状況

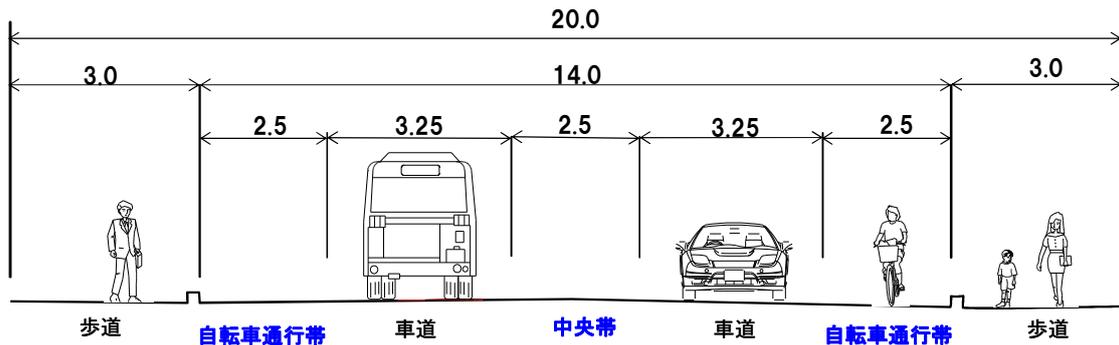


凡例

3・2・101号大通り 駒生町 I 工区(評価箇所)	—
3・2・101号大通り 整備箇所(事業中)	—
3・2・101号大通り 事業未着手箇所	—
3・2・101号大通り 供用区間	—
(仮称)大谷スマートインター チェンジ(整備予定地)	—

標準横断面図

(単位:m)



事前評価を実施する栃木県農政部所管事業の一覧表

No	事業区分	事業主体	箇所名	総事業費 (億円)	事業予定期間	備考
1	農村整備	栃木県	那珂川町 馬頭中部	16	H27～H33	報告
2	圃場整備	栃木県	小山市 塚崎・東野田	17	H27～H32	報告

事業概要調書

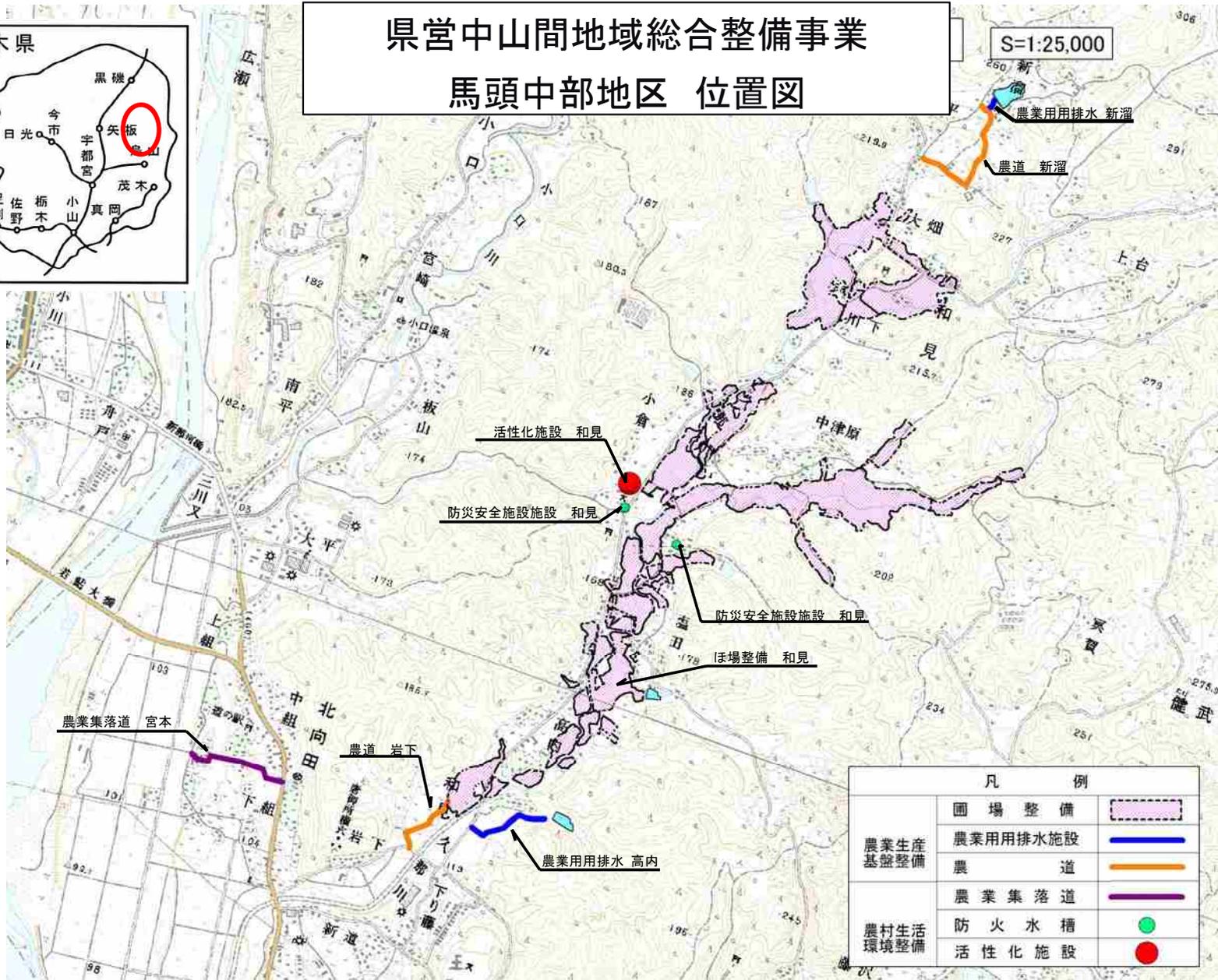
1	事業名	県営中山間地域総合整備事業 馬頭中部 地区					
2	事業箇所	那須郡那珂川町					
3	事業の概要	(1) 事業目的	本地区は那珂川町の北部に位置し、農業従事者の高齢化や過疎化、生産基盤整備の遅れ等により、耕作放棄地が増加するなど、農地の荒廃が進行している。 このため、農業生産基盤の整備を行うとともに、農村生活環境の整備を併せて総合的に行うことにより、農業・農村の活性化を図るものである。				
		(2) 事業内容	<p>【計画の基本スタンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の区画規模は地形条件を考慮し標準区画30aとして整備し、農作業の効率性を高める。 ・農道、集落道整備により、農業生産・流通の効率化や農村生活の利便性、快適性の向上を図る。 ・未装工の用水路、排水路を整備し、用水管理の改善と排水不良の解消を図る。 <p>受益面積 : 69.0ha (農業生産基盤)</p> <p>① 圃場整備 : 56.0ha (1地区) ④ 集落道 : 0.5km (1路線) ② 農業用排水路 : 0.5km (2路線) ⑤ 防災施設 : 防火水槽 (2箇所) ③ 農道 : 1.0km (2路線) ⑥ 活性化施設 : 活性化施設 (1箇所)</p>				
		(3) 事業期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度 平成28年度 ↓ 平成33年度 (7年間)</td> <td>現地測量、実施設計、換地計画 工事実施 事業完了予定</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	事 業 内 容	平成27年度 平成28年度 ↓ 平成33年度 (7年間)	現地測量、実施設計、換地計画 工事実施 事業完了予定
		期 間	事 業 内 容				
		平成27年度 平成28年度 ↓ 平成33年度 (7年間)	現地測量、実施設計、換地計画 工事実施 事業完了予定				
		(4) 事業費及び内訳	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>総事業費</td> <td>15.6億円</td> </tr> <tr> <td>事業費内訳</td> <td>工事費 : 13.3億円、測量試験費 : 1.0億円 用地買収補償費 : 0.7億円、換地費 : 0.6億円</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国費55%、県費30%(25%)、町・農家15%(20%) ※()内は生活環境整備(集落道、生態系保全)の負担率</td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	15.6億円	事業費内訳	工事費 : 13.3億円、測量試験費 : 1.0億円 用地買収補償費 : 0.7億円、換地費 : 0.6億円
総事業費	15.6億円						
事業費内訳	工事費 : 13.3億円、測量試験費 : 1.0億円 用地買収補償費 : 0.7億円、換地費 : 0.6億円						
財源内訳	国費55%、県費30%(25%)、町・農家15%(20%) ※()内は生活環境整備(集落道、生態系保全)の負担率						
(5) 事業発案の経緯・背景	当地区では、圃場が不整形・小規模であり、土水路や土砂道であるため、大型機械による農作業に支障をきたしている。また、集落道が狭いなど、生活環境の整備も遅れている。このため、地元代表農家から基盤整備の要望が出されたことを契機に、平成24年度に「和見地域活性化協議会」が設置され、事業計画や関係者の合意形成が進められた。						
4	県計画への位置づけ	「とちぎ農業成長プラン」において、中山間地域など条件不利地域では農業生産基盤の整備とともに、集落道や交流施設等の集落基盤の整備を一体的に行うこととしている。					
5	他計画・他事業との関連	那珂川町総合計画において中山間地域の生産基盤と生活環境の総合的な整備促進を図るとしている。					
	所管部課名	農政部 農村振興課					

事業概要調書	
事業名	県営中山間地域総合整備事業 馬頭中部 地区
1 事業の必要性	優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止とともに、営農条件や生活環境の改善を図るためには、本事業により、効率的な農業生産基盤の整備と農村環境の整備が必要となっている。
2 事業の適時性	<p>本地区では、農地の荒廃や集落機能の低下が強く懸念される中、地域の農業者を中心に当地域の今後のあり方が検討された結果、農業・農村の持続的な維持保全には、農業生産基盤の早急な整備が必要不可欠との合意形成が図られるなど、本事業に対する地域の期待は高まっている。</p> <p>また、平成24年度に地元農業者・関係機関で組織される和見地区ほ場整備推進協議会が設立され、事業推進体制も整ったところであり、事業化に向けた機運は醸成されている。</p> <p>※受益者数：152戸 同意状況：100%</p>
3 事業の適地性	本地区は那珂川町の農業振興地域整備計画において、農業振興地域として位置付けられ、将来にわたり農業の振興を図ることが相当であると認められた地域である。また、那珂川町農村振興基本計画（平成22年1月策定）において、生産基盤や生活環境の整備が必要な地域としても位置づけられている。
4 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)	本地区の受益地が広範囲に及ぶとともに、中山間地域の特性を活かした工法導入など、高い技術力が必要とされることから、事業実施要綱に照らし、県が実施する。
5 事業により予想される効果及び影響	<p>○ 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総費用総便益費 (B/C) = 1.12 ・総便益費 (B) = 16.8億円 ※ 評価期間 (工事期間+40年) において、供用後に発生する効果を現在の金銭に換算したものの。 ・総費用 (C) = 15億円 ※ 総費用は、事業費に既存施設の資産価額、評価期間内に耐用年数が終了した一部施設の再整備費などを加えたもの。 <p>○ 圃場整備により、生産性の向上、耕作放棄地の発生防止及び農地の流動化を図ることができる。</p> <p>○ 農業用排水路の整備により、用水が管理しやすくなるとともに、水路の浚渫等の維持保全が容易となる。</p> <p>○ 農道・集落道の整備により、円滑な農産物輸送が可能になるとともに、集落間の交通の利便性が向上する。</p> <p>○ 活性化施設等の整備により、集落内の活性化や定住化に繋がり都市との交流活動の向上が図られる。</p>
6 事業コスト縮減等の可能性	河川改修事業との連携実施により公共残土の有効利用が図られ、事業コスト縮減を図る。



県営中山間地域総合整備事業 馬頭中部地区 位置図

S=1:25,000



凡 例		
農業生産 基礎整備	農 場 整 備	
	農 業 用 排 水 施 設	
	農 道	
農村生活 環境整備	農 業 集 落 道	
	防 火 水 槽	
	活 性 化 施 設	

事業概要調書

1. 事業名	県営圃場整備事業 塚崎・東野田地区						
2. 事業箇所	小山市塚崎地内、東野田地内						
3. 事業の概要	(1) 事業目的	圃場整備事業の実施により、生産性の高い農業基盤を整備し、農地集積と地域の中心となる担い手の確保・育成を行うことで、持続可能な農業構造の確立を図る。					
	(2) 事業内容	<p>【計画の基本スタンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田は、標準区画50aとして大区画化するとともに、排水不良を改善して汎用化を行い、農作業の効率化と生産性の向上を図る。 ・農道は幅員5mとし、トラクターや軽トラック等のすれ違いを可能にし、通作時間を短縮させる。 ・用水路と排水路に分離することで、水管理を容易にする。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理 : 98.6ha (水田92.7ha、畑5.9ha) <ul style="list-style-type: none"> ・道路工 : 19.3km ・水路工 : 22.2km (用水路13.1km、排水路9.1km) ・暗渠排水工 : 92.7ha 					
	(3) 事業期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度 平成28年度 ↓ 平成32年度 (6年間)</td> <td>現地測量、実施設計、換地計画原案作成 工事実施 換地処分、事業完了予定</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	事 業 内 容	平成27年度 平成28年度 ↓ 平成32年度 (6年間)	現地測量、実施設計、換地計画原案作成 工事実施 換地処分、事業完了予定	
	期 間	事 業 内 容					
	平成27年度 平成28年度 ↓ 平成32年度 (6年間)	現地測量、実施設計、換地計画原案作成 工事実施 換地処分、事業完了予定					
(4) 事業費及び内訳	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>総事業費</td> <td>17.0億円</td> </tr> <tr> <td>事業費内訳</td> <td>工事費 : 13.9億円、測量試験費 : 1.8億円 補償費 : 0.2億円、換地費 : 1.1億円</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国 : 8.5億円、県 : 5.1億円、 市 : 2.6億円、地元 : 0.8億円</td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	17.0億円	事業費内訳	工事費 : 13.9億円、測量試験費 : 1.8億円 補償費 : 0.2億円、換地費 : 1.1億円	財源内訳	国 : 8.5億円、県 : 5.1億円、 市 : 2.6億円、地元 : 0.8億円
総事業費	17.0億円						
事業費内訳	工事費 : 13.9億円、測量試験費 : 1.8億円 補償費 : 0.2億円、換地費 : 1.1億円						
財源内訳	国 : 8.5億円、県 : 5.1億円、 市 : 2.6億円、地元 : 0.8億円						
(5) 事業発案の経緯・背景	<p>本地区の農地の現状は、区画が狭小で農道も狭く水路は用排兼用の土水路が多い。このような生産性の低い農地であることから、農地集積や担い手の確保・育成に支障をきたしている。</p> <p>このため、地元代表農家から圃場整備事業の要望が出されたことを契機に“圃場整備事業「塚崎・東野田地区」準備委員会”が平成22年7月に設立され、小山用水利地改良区等の関係機関・団体と協議しながら圃場整備事業の計画や事業参加農家の合意形成が進められてきた。</p>						
4. 県計画への位置づけ	<p>県農業振興計画「とちぎ農業成長プラン」の重点戦略「水田経営とちぎモデルの推進」において、効率的で安定的な経営が主体となる水田農業の生産構造の確立を目指す取組の一つとして「担い手への農地利用集積と一体となった圃場整備」を推進することとしている。</p> <p>また「とちぎ農業成長プラン」の部門計画である「とちぎ水土里づくりプランⅡ」においても、地域のニーズに応じた農地の高度利用を可能にする生産基盤の整備と担い手への農地集積を推進することとしている。</p>						
5. 他計画・他事業との関連	小山市農業振興地域整備計画において、本地域の農業の活性化のため、圃場整備事業は重要かつ緊急な事業であると位置づけされている。						
所管部課名	農政部 農地整備課						

※ 別添図面・・・事業位置図(縮尺S=1/25,000)

事業概要調書	
事業名	県営圃場整備事業 塚崎・東野田地区
1. 事業の必要性	<p>本地区の農地は、大部分の区画が10a程度と狭小で農道も狭く、大型機械の導入が不可能な状況である。また、水路は用排兼用の土水路が多いことから、用水量が不安定で水管理が難しく、排水不良の湿田も多いため転作にも支障を来している。さらに、このような生産性の低い農地であることから、農地集積や担い手の確保・育成に支障をきたしている。</p> <p>このため、圃場整備事業による農業基盤の整備と農地集積、担い手の確保・育成が必要である。</p>
2. 事業の適時性	<p>地元代表農家等で組織する“圃場整備事業「塚崎・東野田地区」準備委員会”を中心に地域の合意形成を進めた結果、事業実施の機運が高まり、事業参加農家全員の合意のもと事業実施体制が整った。</p>
3. 事業の適地性	<p>本地区は小山市の農業振興地域整備計画において、農業振興地域として位置付けられ、将来にわたり農業の振興を図ることが適当であると認められ、農業基盤の整備が必要であると位置付けられた地域である。</p>
4. 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)	<p>本地区の受益面積は、98.6haと広範囲にわたることから、土地改良法に基づき、地元代表農家からの申請を受け、県が事業実施する。</p>
5. 事業により予想される効果及び影響	<p>【事業による効果】</p> <p>○ 総費用総便益比 (B/C) = 1.31 ≥ 1.00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総便益 (B) = 23.0億円 ※評価期間 (工事期間+40年) において、供用後に発生する効果を現在の金銭に換算したもの。 ・ 総費用 (C) = 17.6億円 ※評価期間 (工事期間+40年) において、事業費に、既存施設の資産価格や期間内に耐用年数を迎える施設の再整備費等を加えた額を、現在の金銭に換算したもの。 <p>○ 担い手への農地集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の経営面積 : 現況 15.3ha → 計画 48.0ha (集積率 現況 13% → 計画 49%) <p>○ 農地の生産性の向上</p> <p>農作業効率の高まりや農地の汎用化に伴い、麦、レタス等の作付け拡大が可能となるなど、農地の生産性が向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦 : 現況 0ha → 計画 15.0ha ・ レタス : 現況 15.6ha → 計画 20.3ha <p>○ 公共用地の円滑な創出</p> <p>換地の手法により、小山市が整備する工業団地の用地 13.2ha を創出する。</p> <p>【環境への配慮】</p> <p>○ 生き物調査を実施するとともに、専門家を交えた環境配慮検討会の開催により、保全対象種の選定や配慮方針、配慮区域の設定について検討してきた。</p> <p>○ 検討結果に基づき、一部の水路に魚道やカエルの這い上がり可能な水路を設置して配慮区域内での移動経路を確保するなど、魚類や両生類等の生息環境に配慮する。</p>
6. 事業コスト縮減等の可能性	<p>○ 排水計画に当たり、可能な限り既設排水樋管を利用することにより、工事費を削減する。</p> <p>○ 農道の敷砂利に安価で建設副産物の有効利用となる再生材を利用する。</p>

県営圃場整備事業 塚崎・東野田地区 位置図 S=1:25,000



受益面積(農用地区域)
98.6ha

非農用地区域
13.2ha

-  受益地 (農用地区域)
-  非農用地区域

